

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活保護法第77条第1項	扶養義務者からの費用徴収の決定 処分	生活福祉第一 課・第二課

処分基準は、生活保護法第77条の規定のとおりとする。

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、負担した保護費用の全部又は一部を当該扶養義務者から徴収することができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。